平成２１年（フ）第５６２号
群馬県前橋市富士見町石井2445番地524、開始決定時の住所群馬県前橋市東大室町1233番地
破産者　松村　道夫
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４６号
群馬県伊勢崎市境下武士505番地７　ルミナス下武士101
破産者　坂下　澄子
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４７号
群馬県伊勢崎市境下武士505番地７　ルミナス下武士101
破産者　坂下　秀夫
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８０号
神奈川県綾瀬市大上６丁目９番７号
破産者　神山　哲雄
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８１号
神奈川県綾瀬市大上６丁目９番７号
破産者　神山さよ子
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０３２号
大阪府八尾市久宝寺１丁目１番25号
破産者　松本　廉三
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９１号
大阪市都島区東野田町３丁目13―24　シャルム京橋407、開始決定時の住所大阪市城東区中央３丁目７番18―941号
破産者　大山　博久
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７５６号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目１番３号、開始決定時の住所大阪市住之江区西加賀屋２丁目１番34号
破産者　野村　喜彦
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１７号
大阪府豊中市刀根山６丁目５番50号
破産者　哲建工業こと　澤谷　哲夫
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１８号
大阪市港区弁天１丁目２番30―3207号、前住所大阪府豊中市刀根山６丁目５番50号
破産者　澤谷　俊哉
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６１５号
大阪市西区九条２丁目13番20号402、開始決定時の住所大阪市西区九条１丁目14番29号
破産者　竹田　雅則
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７７号
大阪市淀川区塚本１丁目19番31号
破産者　藤島　嗣行
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７０号
大阪府枚方市招提南町３丁目12番20―309号、開始決定時の住所大阪府枚方市長尾家具町１丁目13番地の36
破産者　龍川　忠一
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０４号
大阪府寝屋川市東香里園町９番49号、申立時の住所大阪府寝屋川市国松町40番14号
破産者　松村　　實
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４号
大阪府東大阪市川田１丁目15番６号　Ｖｉｅ鴻池２Ｅ
破産者　黒山　勝正
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７号
大阪市住之江区西住之江２丁目11番24号
破産者　竹中　正樹
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６０号
堺市中区土塔町2031番地19
破産者　徳丸　博史
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
堺市中区深井沢町287　アネックス深井Ａ101号、住民票上の住所堺市中区深井水池町2948番地２
破産者　村上　誠司
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１７６号
広島市安佐北区可部１丁目20番31―３号
破産者　冨永　博文
1　決定年月日　平成22年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部